

## 香川県高齢者ASV購入補助金実施要領

この実施要領は、香川県高齢者ASV購入補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める香川県高齢者ASV購入補助金の交付に関して、必要な事項を以下のとおり定めるものである。

（申請者の要件）【要綱第2条関係】

第1条 平成31年度中に補助金交付申請ができる65歳以上80歳未満の者は、年度内に満65歳から満79歳に達する者（生年月日が昭和15年4月2日以降昭和30年4月1日以前の者）とする。

（新規登録又は新規検査届出の期間）【要綱第4条第1項関係】

第2条 平成31年度中に補助金交付申請ができる補助対象車の新規登録又は新規検査届出の期間は、平成31年3月13日から平成32年3月31日までとする。

（補助対象車）【要綱第4条第2項関係】

第3条 補助対象となるASVの車種・型式等は、別紙1「高齢者ASV購入補助金対象車種一覧」のとおりとする。

（交付申請兼実績報告書の受付開始日）【要綱第6条第1項関係】

第4条 交付申請兼実績報告書は、平成31年4月1日から受付を開始するものとする。

（交付申請兼実績報告書の添付書類等）【要綱第6条第1項関係】

第5条 交付申請兼実績報告書の添付書類は、次の各号の申請者及び申請者が購入する補助対象車に係るものとする。

- (1) 運転免許証の写し
- (2) 自動車検査証の写し
- (3) 売買契約書の写し
- (4) ASV装置販売証明書
- (5) 振込先指定口座通帳表紙等の写し

2 前項第4号の販売証明書の様式は、別紙2のとおりとし、申請者が購入する補助対象車を販売する自動車販売店の販売責任者が作成するものとする。

3 交付申請兼実績報告書及び第1項の書類の提出は、補助対象車が普通乗用車又は小型乗用車の場合は、一般社団法人日本自動車販売協会連合会香川県支部、補助対象車が軽乗用車の場合は、一般社団法人全国軽自動車協会連合会香川事務所を経由するものとする。

（補助金の支払）【要綱第7条第1項関係】

第6条 補助金の支払方法は、申請者本人名義への口座振込によるものとする。

（交付の仮申請）

第6条の2 補助対象車を購入する契約を締結した後、新規登録又は新規検査届出が行われるまでに3か月が経過した場合は、申請者は、申請者及び申請者が購入する補助対象車に係る売買契約書の写しを添付して、補助金交付仮申請書（様式第2号）を知事に提出することができる。ただし、第7条の措置によっては、3か月が経過する前に提出することができることとする。

2 補助金交付仮申請書は、平成31年7月1日から受付を開始し、知事は、提出した者に受け付けた旨を通知するものとする。

3 補助金交付仮申請書及び第1項の書類の提出は、第5条第3項を準用する。

4 補助金交付仮申請書を提出した者は、当該補助対象車について新規登録又は新規検査届出が行われた際には、要綱第6条に定める補助金交付申請兼実績報告書を知事に提出しなければならない。

（予算が不足する場合の措置）

第7条 平成31年度中に補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、補助金の交

付に係る予算の執行状況を見極めた上で、交付申請の受付を中止することができる。

(個人情報保護)

第8条 県及びその職員は、本事業を通じ申請者に関して得た情報は、香川県個人情報保護条例(平成16年香川県条例第57号)に従って取り扱うものとする。

2 県及びその職員は、本事業の実施にあたって、申請に関する一切の個人情報を、当該情報の提供者から了解を得ることなく、第三者に漏洩し又は要綱第2条に規定する交付の目的以外の目的に利用してはならない。

3 第1項及び第2項の規定は、一般社団法人日本自動車販売協会連合会香川県支部、一般社団法人全国軽自動車協会連合会香川事務所及びそれらの職員について準用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年7月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年7月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年9月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年9月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 10 月 21 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 10 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 11 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 11 月 9 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 11 月 21 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 11 月 24 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 11 月 29 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 12 月 8 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 12 月 12 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 12 月 13 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 12 月 26 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 1 月 26 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 2 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 3 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 5 月 12 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 7 月 12 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 7 月 27 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 8 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 8 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 9 月 11 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 9 月 14 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 9 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 9 月 29 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 10 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 10 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 10 月 5 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 10 月 11 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 10 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 11 月 13 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 11 月 17 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 12 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 12 月 14 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 12 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 12 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 1 月 8 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 2 月 8 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 2 月 16 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 3 月 8 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 6 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 7 月 5 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 7 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 7 月 26 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 8 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 8 月 23 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 8 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 9 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 9 月 11 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 10 月 10 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 10 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 10 月 24 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 10 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 11 月 8 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 11 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 11 月 27 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 11 月 29 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 12 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 12 月 10 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 12 月 13 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 12 月 14 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 12 月 17 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 12 月 26 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 1 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 1 月 23 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 1 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。